

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 名古屋市緑区鳴海町上ノ山18番地5
氏名 株式会社五大
代表取締役 金山 尚一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 鈴木 英敬



許可の年月日 令和 3年 6月21日

許可の有効年月日 令和 8年 6月20日

1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く。)

取り扱う産業廃棄物の種類

汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、
金属くず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く。)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、鋳さい（水銀含有ばいじん等を除く。）、
がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上10種類

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築、又は除去
に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え 又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ (積替え又は保管を行う場合に限る。)

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成28年 6月21日 新規許可

5. 積替え許可の有無

無

市名

—

許可番号

—

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

産業廃棄物処理業 廃止
変更 届出書

令和3年 9月17日

三重県知事 殿

届出者

住 所 名古屋市緑区鳴海町上ノ山18番地5

氏 名 株式会社五大

代表取締役 金山 尚一

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 052-893-6817

令和3年6月21日付け第 02400169272 号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について廃止
変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。)	運搬施設の変更 別紙運搬施設新旧対照表のとおり	

変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項)

(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更

(ふりがな) 名 称	住 所

(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員(法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所



廃止又は変更の理由 運搬施設の変更

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から10日(法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、30日)以内に提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

(日本工業規格 A列4番)

〒462-0844 名古屋市北区清水五丁目5番3号 名北
行政書士法人TSUBOI
行政書士 坪井 秀



様式 8

運搬施設新旧対照表

新 (変更後)			旧 (変更前)		
車 種	登 録 番 号	変更の 内 容	車 種	登 録 番 号	変更の 内 容
	飛散、流出等防止措置 (追加車両のみ記載)				
普通貨物自動車	名古屋 401 に 7682		普通貨物自動車	名古屋401 に 7682	
小型貨物自動車	名古屋 401 ほ 226		小型貨物自動車	名古屋 401 ほ 226	
普通貨物自動車	名古屋 100 つ 2838		普通貨物自動車	名古屋 100 つ 2838	
普通貨物自動車	名古屋 100 ち 6153		普通貨物自動車	名古屋 100 ち 6153	
普通貨物自動車	三河 100 き 4944		普通貨物自動車	三河 100 き 4944	
普通貨物自動車	三河 100 き 4945		普通貨物自動車	三河 100 き 4945	
普通貨物自動車	三河 100 き 4957		普通貨物自動車	三河 100 き 4957	
普通貨物自動車	三河 100 き 4958		普通貨物自動車	三河 100 き 4958	
小型貨物自動車	名古屋 401 ほ 4437		小型貨物自動車	名古屋 401 ほ 4437	
普通貨物自動車	三河 100 き 5006 シートで覆う	追加			

※ 注意事項

- ① 車種の欄には自動車検査証に記載されている自動車の種別・用途（普通貨物自動車又は小型貨物自動車等）を記載すること。
- ② 新・旧の欄には、変更後・変更前のすべての車両を記載すること。
- ③ 変更の内容欄には追加・廃止の別を記載すること。